

## ヒアリング用レジュメ

(岩井克己)

### ◇前提

終身在位は残酷な制度である。

昭和天皇の晩年から逝去と葬儀、そして現天皇陛下の即位からこれまでの平成の天皇・皇族方のご活動や「生病老死」を30年間間近で取材し報道し続けてきた人間の立場から意見を述べさせていただきます。

まず強調しておきたいのは、天皇の崩御継承あるいは終身在位というのは残酷な制度だという率直な感想です。自然人でありながら国家機関でもある天皇の終焉は、それが国家機能に直結するだけに、メディア側も総力を挙げて突っ込んで取材し報道せざるをえない。

昭和天皇のがん発病、そして吐血・下血に苦しむ病状や悲しむ皇族方のご様子の取材合戦は厳しく、身近でお人柄に接する者としては辛い仕事でした。

また、例えば当時の竹下内閣は消費税国会の厳しい政局運営を抱えており、竹下登首相がご病状の見通しを侍医長から聞くため足しげく皇居を訪れる姿を目撃し、その苦渋の表情は今もよく覚えております。崩御・皇位継承・大喪となれば国会審議などあらゆるスケジュールはすっ飛んでしまうからです。

国民も病状の推移に一喜一憂し、津々浦々まで自粛の波が覆って国民生活にも少なからぬ影響が続きました。

このたびの天皇陛下の「お気持ち」を拝読して、超高齢化時代にあって天皇が高齢による限界に直面した時には、生前に譲位すべきではないかとの問題提起と受け止めました。科学者でもある人間天皇らしい理にかなったお考えだと思います。同時に、国や国民、残される皇室の方々に対する象徴天皇としての強い責任感と思いやり、高い倫理性がにじんでいると感じました。

## ◇高齢譲位の選択肢は設けるべきだ

- ①譲位が通例化した聖武以降は光格まで7割近い天皇が譲位している。
- ②譲位すれば光格以来200年ぶりというが、譲位を排除した帝国憲法制定前までの天皇は仁孝、孝明の2代だけで、47歳、36歳で急病死。
- ③皇統の不安定化や院政の心配は象徴天皇が定着した現代では考えにくい。

譲位は認められてしかるべきと考えます。

歴史上、譲位した天皇は北朝を除いても58方と半数近い。神武天皇や欠史八代と呼ばれる神話の時代の天皇を含めてもです。譲位が通例化した聖武天皇以降では7割近い天皇が生前に譲位しています。

明治の皇室典範が歴史を踏まえて定められたと強調する方もおられます。

しかし、皇室制度の成文法化（これ自体が新しいことでした）に大きな役割を果たした岩倉具視や当時最高の法制家であった井上毅、柳原前光も譲位や太上天皇を想定して典範原案をつくりました。しかし、伊藤博文がかなり強引に終身在位を決めた経緯があるようです。

「神勅天皇」を戴いて日本の近代化を進めた明治の典憲体制は戦争で国内外に多大の犠牲を生んで58年間で終わりました。戦後、国民主権、象徴天皇、平和主義を柱とする日本国憲法は帝国憲法をはるかに超えて施行から70年を迎えようとしています。

譲位により上皇や院政の弊害が生じるとか、恣意的、強制的な退位があり得るといった心配は考えにくいでしょう。国民主権下でのコンパクトな象徴天皇制が定着し、高度な情報社会化が進んだ現代では考えにくい。

皇位継承候補者が数多くいて、院（上皇）を含め大勢の皇族・公家集団が、それぞれに荘園などの経済力を保持し、武力集団、寺社勢力との関係も絡んで権力闘争が起きやすかった時代のような不安定化は杞憂でしょう。何しろ皇室が後継者不足に悩まれており、そちらが心配な現代では現実離れした心配のように思います。

皇室のありようは、長い歴史と時代の推移にかんがみて、もう少し柔軟に考えてもいいのではないのでしょうか。

## ◇摂政は不可

- ①重患に陥った天皇の尊厳が傷つく。(大正天皇の例)
- ②皇族摂政は聖徳太子、中大兄皇子、草壁皇子の3人だけで、昭和天皇まで1200年以上皆無。
- ③摂政は象徴ではない。活動も不完全になる。中途半端な立場で本人も周りも苦勞される。昭和天皇も苦勞されたという。
- ④祭祀の核心部分も摂政はできない。とりわけ新嘗祭。
- ⑤機能停止した天皇と摂政の併立でも「象徴の二重性」の弊害がある。
- ⑥超高齢化社会で天皇・皇族もご長命の時代である(三笠宮100歳、香淳皇后97歳、高松宮妃92歳、昭和天皇87歳、秩父宮妃85歳)。摂政が長引けば皇室の機能不全が深刻化する恐れがある。

徳川義寛元侍従長と話していて、「摂政はダメなのよね」と断言されて驚いたことがあります。尾張徳川家の末裔で、2・26事件直後から昭和天皇に50年以上仕えた側近中の側近です。

歴史上、藤原氏、五摂家などが政務を執る「人臣摂政」は大勢いましたが、「皇族摂政」は聖徳太子、中大兄皇子、草壁皇子の3方のみで途絶え、昭和天皇が大正天皇の摂政に立つまで1235年間一人もおられない。祭祀ひとつとっても新嘗祭で摂政はお供えまでしかできず、穀霊とふれる肝心の「神人共食」はできないと。摂政という中途半端な立場には色々と無理があつて昭和天皇は苦勞されたと言っておられました。また、香淳皇后の陵に埋められた摂政宮の日記には「死にたい」とまで記されていたと聞いています。

現行の憲法・典範でも摂政は「象徴」ではありません。主に天皇の意思能力がほとんど失われたときに置かれるもので、機能を失った象徴と摂政宮が併存する状態が続くこととなります。

それに、摂政を置くためには大正天皇の時のように容赦ない症状悪化の発表は避けられず、ご本人の人間としての尊厳に関わる事態となるのは崩御継承と同様です。

摂政は法的にも国事行為は代行できても天皇の公的行為は直ちにはできません。伝統至上主義の立場からは「天皇は祈りを捧げておられるだけでいい」「機能を失われてもご存在自体が重要」とのお考えもあるかもしれません。

しかし、超高齢化時代となって、天皇の伝統の中核とされている新嘗祭が不完全なまま長年月経過すること、天皇と摂政の「象徴の二重性」が出来することも考慮に入れるべきではないでしょうか

もちろん天皇が幼少であったり、重大な急な疾患や事故で天皇の意思能力が急速に失われてしまった場合の緊急避難的なものはやむをえないと思います。

## ◇ご公務の削減は困難

- ①国事行為は国家機関としての天皇が天皇の意思に関わりなく「内閣の助言と承認」により憲法で定められた儀礼的活動を行うもので削減できない。例えば副大臣の認証式は列立にするなどのわずかな運用の余地はあったとしても。
- ②公的行為は天皇の意思（思召し）によって行われる。いわば顔が見え肉声の聞こえる「人間天皇」（自然人）が皇后とともに国民や海外の人々と心を込めて接して積み重ねられる。政府は憲法に定められた象徴の矩（のり）を越えないよう責任を持つが、政治利用は慎むべきもの。いわば「自発的な運用」の問題であって、一律にスキームを決めて当てはめて削減・軽減するのは難しい。天皇と補佐機関の宮内庁との間で適時適宜に「運用」を相談されるべきものでしょう。
- ③「その他の行為」（祭祀を含む）も、「運用」の問題として天皇と宮内庁で相談してお決めになるべきものです。

戦後、元首から象徴となった天皇は、行政権も軍の統帥権も恩赦権も失い、立法でも裁可権を失い公布権のみとなりました（佐藤功『君主制の研究』）。国家機関としては内閣の助言と承認に基づいて憲法に定める国事行為のみを行う。そこに天皇の意思の入る余地はなく、儀礼的・形式的役割に限定されています。

ただ、象徴の地位にある自然人としての「公的行為」が容認されてきた。内閣の助言と承認は必要なく、天皇の意思（思召し）による。

現天皇陛下は、帝国憲法下の神勅にもとづく元首としての天皇よりは日本国憲法下の象徴のほうが伝統的な天皇のあり方に沿うとの考えを示されたことがある。戦後の象徴天皇の歩みは、「神勅天皇」「統治権の総攬者」だった昭和天皇が昭和21年のいわゆる「人間宣言」と「戦後巡幸」から再出発して始まりました。現天皇も、その道を継承し発展させておられるのだと思います。

天皇の生身の顔も見えず肉声も聞こえない神格化された時代がありましたが、今は人間として天皇の面差しが見え、肉声が聞こえるご活動です。

天皇にとっても「国民」とは、のっぺらぼうの集団ではない。一人ひとり名前と顔があり、様々に苦しんだり悩んだり喜んだりしている「市井の人々」（お言葉）です。英語の「ピープル」の語感に近いかもしれません。私も国内のみならず外国のご訪問などでも同行取材して、それを感じた場面は枚挙に暇ありません。

「お気持ち」の中で天皇陛下は、務めを果たすなかで人々への「信頼と敬愛」を育めたことに天皇の側から感謝されました。人々への思いに寄り添い理解してこそ天皇の「祈り」にも内実がともなう。これが「初代象徴天皇」の28年間の「模索」の結晶なのだと拝察します。天皇にとって「公務」は負担だけではなく、象徴として生きる責務であると同時にやりがいでもあり、自らも力づけられ

る大切なものだと拝察します。

その意味で公的行為は、いわば天皇が皇后とともに精妙な綾錦を織りなすように積み重ねる多彩な活動です。一律にスキームをあてはめて削減・軽減するのは難しい。宮内庁もこれまで何度も陛下の公務削減を提案したが、陛下は難色を示されてきた。象徴としての責任感によるもので、今後、削減したり途切れさせたりするべきではないとお考えなのでしょう。

代々の天皇によってお考えやなさりようは変わり得る属人的なものという面もあるかもしれない。ただ、その意味からも、皇室活動の「運用」の問題であって、天皇と補佐機関の宮内庁とで相談して決めていかれるべきものだと思います。

ちなみに、天皇の行為の三分説は、私の印象としては昭和40年代後半頃に整理され明確化され定着したのではないかと考えています。昭和天皇のご訪米の話が持ち上がった時期です。

当時、二つのニクソン・ショック、つまり日本の頭越しの中国訪問と金ドル交換停止（ブレトン・ウッズ体制崩壊）によって日米関係が危機に陥りました。ニクソン政権と佐藤内閣、田中内閣との間で天皇の訪米計画が持ち上がりましたが、「天皇の政治利用ではないか」との批判があがり、金脈問題やウォーターゲート事件で更に強まりました。宮内庁の側は消極的で、当時の宇佐美毅長官が断っていったん見送られ、野党も訪米のタイミングは「皇室の意向や宮内庁の判断」を政府が尊重することを条件に矛を収めました。そして日米双方の政権交代後に実現することになりました。こうした経緯もあって、「公的行為は天皇の意思による」という契機が明確にされたのだろうと考えております。従って、天皇の公的行為は政治が随意に求めることは遠慮するという不文律も定着したのではないかと思います。

昭和50年（1975年）の訪米に関しては、それを支えた外務省幹部OBから聞いた話も印象に残っております。実は当時、香淳皇后（当時72歳）にご高齢特有の症状が既に始まっており、関係者はずいぶん心配し、はらはらされていたといいます。結果的には大過なく、香淳さまの笑顔は「エンプレス・スマイル」として多くの米国民に好印象を残しました。ただ、昭和52年夏に那須御用邸で転倒して腰を痛められて急速に御症状が進み、地方行啓や行事出席がほとんどない状態が続いて、平成12年（2000年）に97歳で逝去されました。この間、25年間におよんだのです。超高齢化時代に、同様のことが天皇に起き得ることを考えると、長年月を「摂政宮殿下」でつなぐことはむしろ非現実的だということを示すエピソードだと思います。

## ◇一代限りの特別立法は不可

- ①憲法は皇位継承について「法の定めるところにより」とせず、特に「皇室典範の定めるところによる」と明示している。特別法は、特別法でどうにでもなる前例をつくり典範の権威・規範性を損なう。「王道」を行くべきだ。
- ②高齢化に対応する譲位に論点を絞り、天皇の高齢、本人の意思、皇室会議での承認といった条件をつければ典範本法の改正はさほど難事とは思えない。
- ③典範や皇室経済法、宮内庁法など関連法令の小幅手直しが必要となる個所は幅広く多いので特別立法になじまない。
- ④皇太子不在となることへの対処は特別立法にはなじまない。
- ⑤天皇の真摯な問題提起をあたかも一人の天皇のわがままであるかのように扱い、しぶしぶ一時の「抜け道」をつくる安易な対処との印象を与えかねない。
- ⑥世論も譲位容認が9割、将来の天皇にも適用が7割と圧倒的に典範改正を支持している。
- ⑦当面は特別立法、将来は本法改正という2段階では、過去の経験からみて、当面の対処がすめば機運がしぼんで先送りとなる恐れがある。

天皇陛下の問題提起は一人の天皇の私心や「わがまま」ではないと思います。戦後の憲法下で皇太子、「初代象徴天皇」として全身全霊で責務を果たしてきたご経験の末に、「象徴」のあらまほしき姿、その継承のありようについてお考えを述べられた。「個人的考え」とはしておられるが、皇位継承者の皇太子殿下、秋篠宮殿下と3方で数年かけて十分にお話し合いになって合意されたとうかがっています。いわば将来に向けたものです。

天皇陛下は、誰よりも歴代天皇、皇室の歴史に幼いころから向き合い続けてきた方でもある。皇室制度には様々な問題点や制度疲労もあり、陛下には色々な思いもおありだと思いますが、あくまで最低限の一点に絞り控え目に問題提起されている。

天皇陛下のご年齢を考え、譲位の要件を高齢に絞り込んだ法改正には与野党問わず、また多くの国民にも理解が得られるのではないかと。各種世論調査でも譲位容認が9割、将来の天皇にも適用が6、7割と圧倒的です。これは決して単純に「お気の毒」という一時の感情ではなく、陛下のお考えに多くの国民も共感した結果だと思います。

「皇室の伝統」は、明治から昭和戦前期までの典憲体制だけではない。廃止された旧典範や旧皇室令の形式に余りにとらわれることは時代に逆行するもので、人間として親しみ敬愛される象徴天皇の時代にふさわしくない。天皇は「存在されるだけで尊い」とか「御簾の奥で祈るだけでいい」と祭り上げることは、かえって且つてのような神格化や政治利用につながる恐れも出てくるのではないかと

と思います。

現天皇は即位後朝見の儀で「日本国憲法と皇室典範の定めるところにより皇位を継承しました」と内外に即位を宣言されました。次の天皇は「日本国憲法と皇室典範および特別措置法により」と宣言されるのでしょうか。

天皇の皇位継承に関わることは、いかに急ぐにしても、やはり「王道」を行くべきではないでしょうか。

## ◇付記

なお、譲位後の天皇の呼称は歴史にのっとり太上天皇（略称は上皇）で、敬称は陛下でいいと思います。天皇家のご身位は①徳仁天皇②明仁太上天皇③雅子皇后④美智子皇太后となるのではないのでしょうか。

お住まいは「仙洞御所」と呼び、ご活動は他の皇族方と同様の位置づけ、扱いとし、皇室経済法上の内廷皇族とすべきでしょう。活発な活動を展開され、象徴の二重性が出ることを心配する方もおられますが、宮廷費で適切な制約が確保されればいいし、高齢の両陛下もそのような院政めいた「老後」はお考えになっていないと思います。ただ、自ずから活動がほとんどなかった香淳皇后の皇太后宮職や、他の宮家と違って、当直体制に必要な侍従、女官、侍医、大膳などの職員の配置は配慮されるべきでしょう。かつての皇太后宮職よりは大幅に、今の東宮職よりは小ぶりといったところではないのでしょうか。

なお、譲位後には東宮職は廃止されることとなります。継承順位1位と2位の親王がおられる秋篠宮家の扱いをどうするか。できれば譲位の法制化の際に同時に議論されるべきだと思います。